

鳥取県土木工事共通仕様書 新旧対照表

改定後	改定前
<p><b>第1節 総則</b></p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事</p> <p>本共通仕様書は、鳥取県県土整備部 <u>(各総合事務所、西部総合事務所日野振興センター県土整備局及び各県土整備事務所を含む。)</u> が発注する工事 (以下「工事」という。) に係る、工事請負契約書 (以下「契約書」という。) 及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p><b>第1編共通編 第3章無筋・鉄筋コンクリート 第11節マスコンクリート</b></p> <p>3-11-2 施工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならない。<u>なお、受注者は、これらの検討手段として、温度解析を行う必要がある場合は、監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><b>第2編材料編 第1章一般事項 第2節工事材料の品質</b></p> <p>7. 海外の建設資材の品質証明</p> <p>受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書 (以下「海外建設資材品質審査証明書」という。) を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p>なお、J I S規格が定まっている建設資材のうち海外のJ I Sマーク表示認証工場以外で生産された建設資材、<u>並びにJ I S規格のない建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。</u></p>	<p><b>第1節 総則</b></p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1. 適用工事</p> <p>本共通仕様書は、鳥取県県土整備部及び各総合事務所県土整備局が発注する工事 (以下「工事」という。) に係る、工事請負契約書 (以下「契約書」という。) 及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p><b>第1編共通編 第3章無筋・鉄筋コンクリート 第11節マスコンクリート</b></p> <p>3-11-2 施工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならない。</p> <p><b>第2編材料編 第1章一般事項 第2節工事材料の品質</b></p> <p>7. 海外の建設資材の品質証明</p> <p>受注者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書 (以下「海外建設資材品質審査証明書」という。) を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p>なお、J I S規格が定まっている建設資材のうち、<u>海外のJ I Sマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督員に提出するものとする。また、J I S認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督員に提出しなければならない。</u></p>